

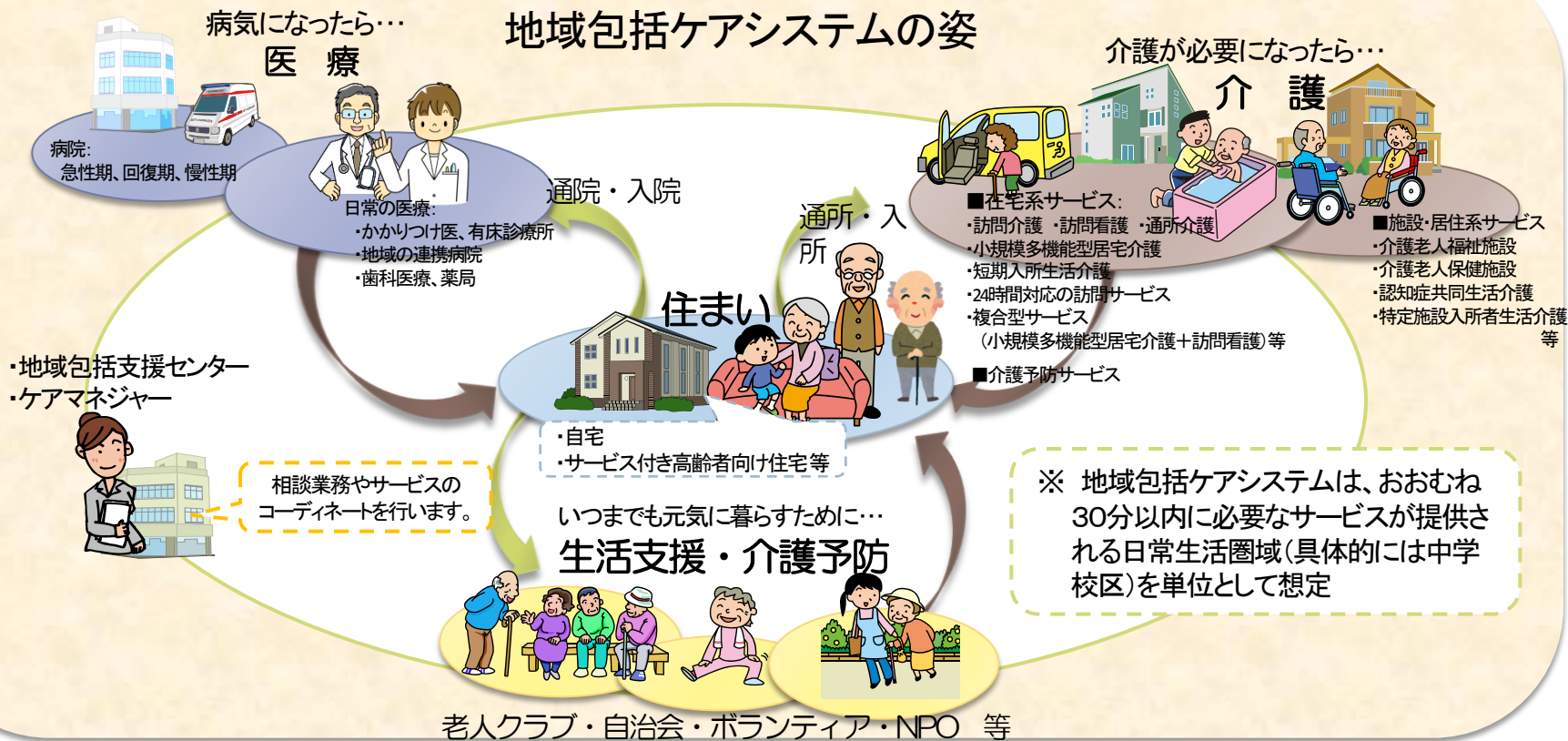
協議体と生活支援コーディネーター

平成27年11月26日
枚方市 福祉部 高齢社会室

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

地域包括ケアシステムの姿



なぜ、地域包括ケアシステムが重要なのか。

- ▶ 社会保障のあり方全体を見直すために法改正がなされた。(医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律)

⇒ 病院では、主に急性期の高度医療に重点化

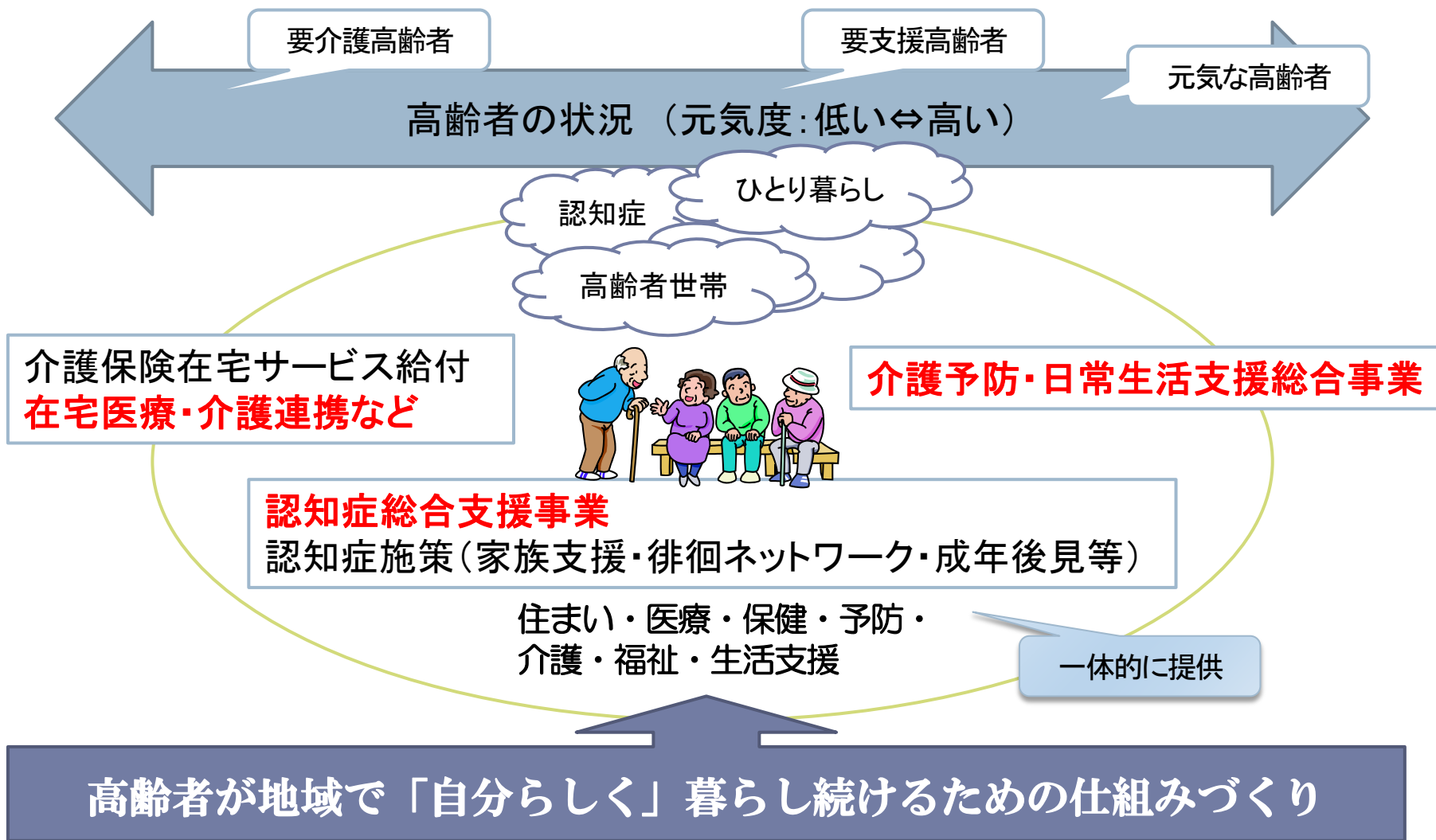


介護保険サービスは、重度の人への対応、あるいは、介護負担が大きくなる認知症の人への対応に「重点化」



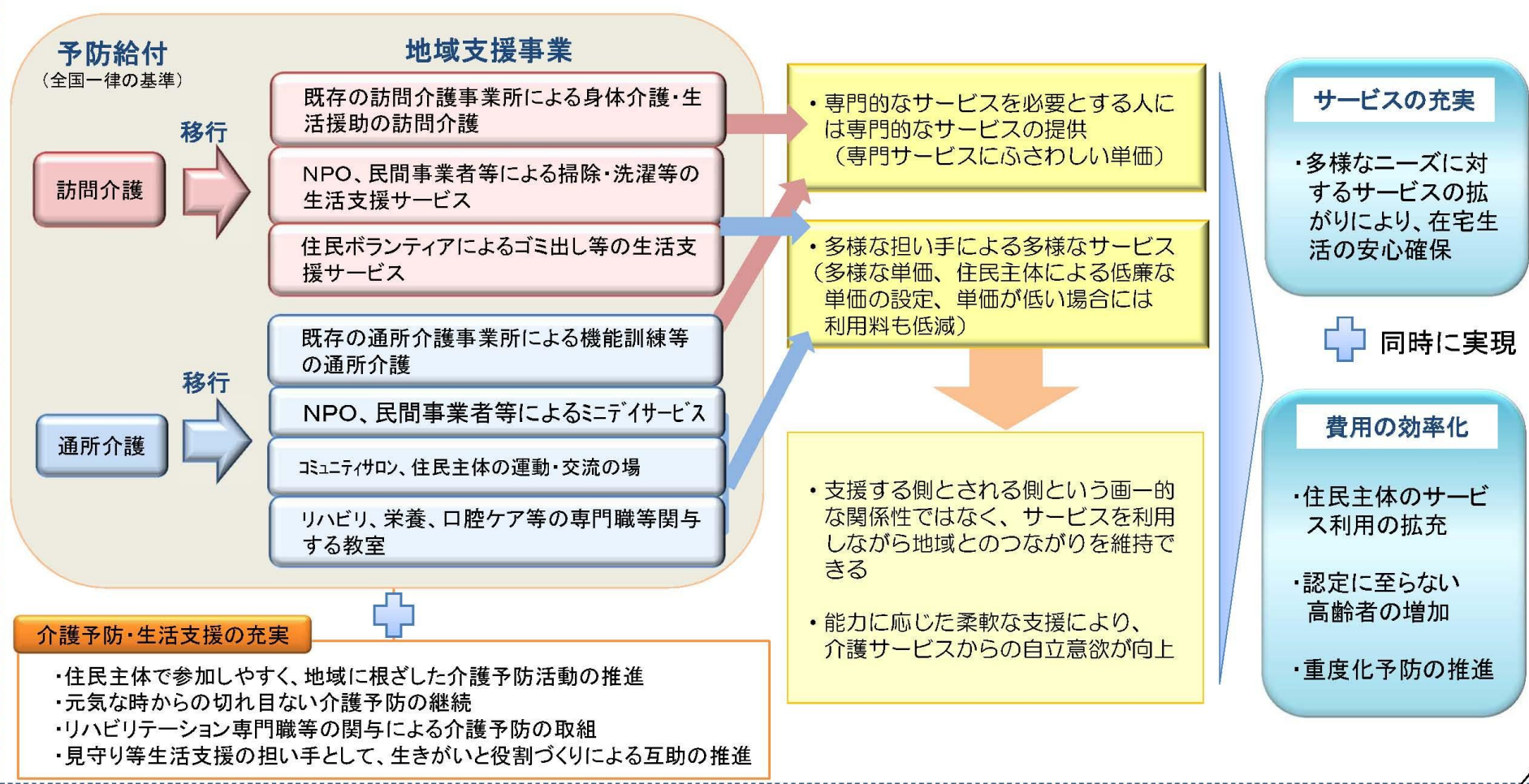
それ以外のサービスを「効率化」

地域包括ケアシステム構築に向けての取り組み

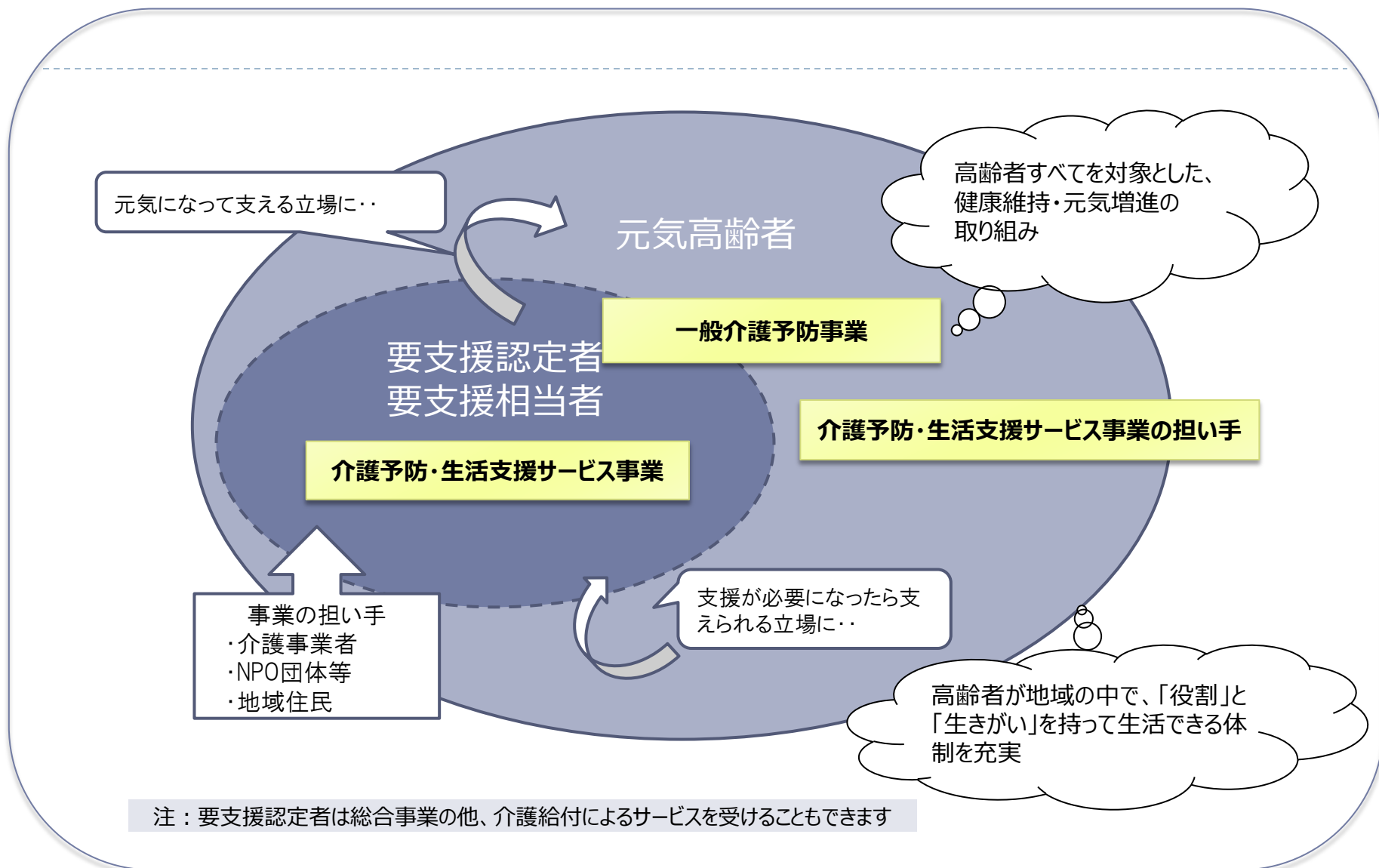


【参考】総合事業と生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の实情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行（29年度末まで）。財源構成は給付と同じ（国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料）。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。

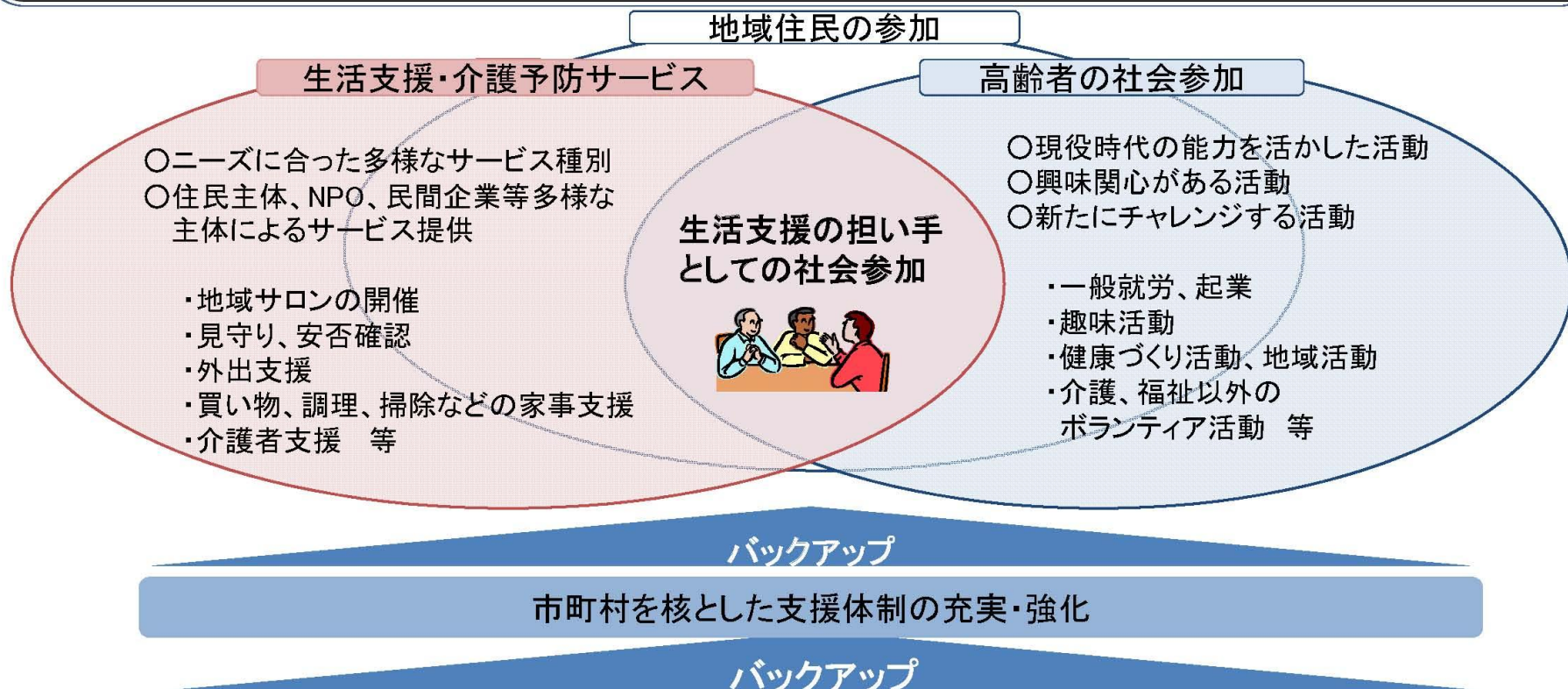


総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成



生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、**生活支援**の必要性が増加。**ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。**
- 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。**
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「**生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）**」の配置などについて、**介護保険法の地域支援事業に位置づける。**



協議体の目的・役割について

▶ 設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・共同による資源開発等を推進する。

▶ 役割

- コーディネーターの組織的な補完
- 地域ニーズの把握、情報の見える化の推進(アンケート調査やマッピング等の実施)
- 企画、立案、方針策定を行う場
- 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- 情報交換の場、働きかけの場

▶ 設置主体

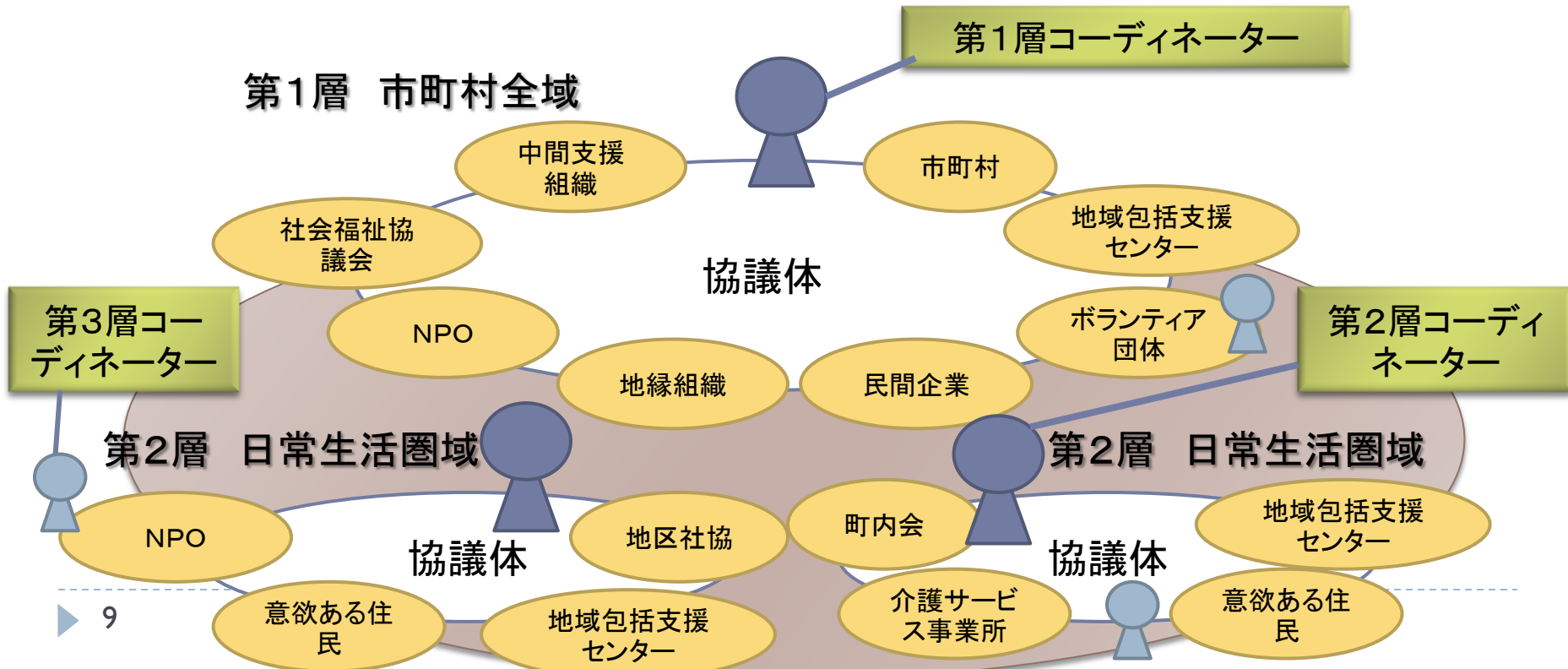
設置主体は市町村であり、第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、設置する。

▶ 構成団体等

行政機関(市町村、地域包括支援センター等)、コーディネーター、地域の関係者(NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等)

協議体・コーディネーターの配置・構成のイメージ

- コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
- 協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
- 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
- 第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれるため、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される。



協議体の役割（イメージ図）

心身の健康づくり
生活支援
見守り

集いと交流
参加と活動
地域貢献

きょういく(今日行くところがある)と
きょうよう(今日用事がある)
「誰もが必要とされ、役割があり、活動の機会や場がある地域社会づくり」



第1層協議体

制度の大枠を整備 : 地域の取り組みへの柔軟な支援体制を整備
その他 (情報提供・交換、活動評価と支援 などなど)

総合事業構築のスケジュール

平成27年度

平成28年度

平成29年度～

介護事業者・
NPO等による
生活支援事業
の枠組み検討

総合事業の概要を決定

市民周知 事業体制整備

総合事業開始

第1層協議体

11月設立

総合事業の大枠を検討

第2層協議体の設立・事業体制の整備等について検討

第2層の活動を評価・支援方策の検討・事業の方向性を調整

第2層協議体

順次設立

地域の課題を抽出・検討

ニーズに基づき、サービス等のコーディネートや創出を行う

最後に

地域にくるまれて暮らす

